

アスベストを含む家庭用品の出し方

アスベストによる健康被害について多くのテレビや新聞等で取り上げられています。国では、アスベストを含む家庭用品の実態を把握するため調査を実施しました。

その結果、ごく少数の例外を除き通常の使用時にアスベストが放出される可能性はないとのことですが、一部の家庭用品を壊したり、分解したりするとアスベストを放出する可

性があるとの結果が公表されています。

不燃ごみや粗大ごみの家庭用品を廃棄する場合には、壊したり、分解しなければアスベストが発散することはありません。不燃（埋立）ごみは、ポリカゴで、ごみステーションへ。粗大ごみはクリーンパーク茂原へ、そのままお出しくださるようご協力をお願いいたします。

※そのままお出しただけでは、アスベストが飛散することなく収集できません。

なお、アスベストが含まれる主な家庭用品につきましては、左記の表をご参照ください。詳しくは、経済産業省のホームページに製品名、企業名、製品の型番、お問い合わせ先が掲載されておりますのでご参照ください。

● 経済産業省ホームページ

(アドレス=<http://www.meti.go.jp/press/20051020006/20051020006.html>)



アスベストってどんなもの？

アスベストは石綿とも呼ばれる天然鉱物繊維です。熱や摩擦などに強く丈夫なため、様々な工業製品に利用されてきました。しかし、繊維が目に見えない程細く、軽いため飛散しやすく、吸入すると肺ガンや悪性中皮腫などの原因にもなります。

アスベストの約9割が、鉄骨への吹付けや石綿スレート等の建築材料として使用されてきました。ビルや倉庫などに使われていた吹付けアスベストは、もろく傷つきやすいため、現在、除去や封じ込めなどの対策が進められています。また、アスベストが使用されている建築物の解体等を行う際には、事前の届け出や飛散防止対策、廃棄物の適切な処理等が義務づけられています。

一方、一般住宅に使われている可能性がある石綿スレートなどアスベスト含有建材は、切断などの加工を行わない限り、アスベストが大気中に飛散することはないようです。

▼問い合わせ先＝

● 健康・周辺環境・建物の解体等について

県南健康福祉センター

☎ 0285 (22) 1509

● 建築物・建材について

栃木県土木部住宅課住宅相談所

☎ 028 (623) 2484

生活環境課 清掃係 ☎ 56)9131



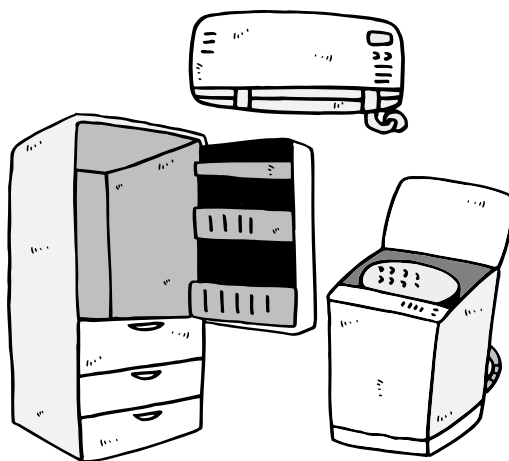
● 経済産業省より公表されたアスベスト含有家庭用品 ●

クリーンパーク茂原で受け入れできる家庭用品

	製品名	製造輸入開始年	製造輸入終了年
1	ファンヒーター(ガス・石油)	1970	2000
2	ストーブ(ガス・石油・電気)	1960	2002
3	アイロン	1957	1990
4	オーブントースター、トースター、ロースター	1957	1991
5	オープンレンジ(電気、ガス)	1968	1991
6	クッキングカッター	1978	1997
7	ジューサー、ミキサー	1974	1997
8	黒板ふきクリーナー	1975	1995
9	照明器具、スタンド、蛍光灯安定器	1963	2005
10	健康器具(乗馬型フィットネス、マッサージいす)	1980	2004
11	除湿乾燥機	1996	2001
12	食器洗い乾燥機	1970	1980
13	衣類乾燥機、電気乾燥機	1973	1984
14	掃除機、セントラルクリーナー	1971	2000
15	電気こたつ、電気あんか、足温器	1961	1990
16	コンロ、電気コンロ	1946	1992
17	電気ポット	1957	1986
18	ドリルドライバー、電気かんな	1969	2001
19	ヘアドライヤー、ヘアカーラー	1958	1985
20	ミシン用フットコントローラー	1964	1993
21	自転車(ブレーキ)	1946	2005
22	OHP、スライド映写機	1968	1974
23	写真用引伸機	1979	2005
24	換気扇	1976	1992
25	タオル蒸し器	1963	1966
26	電気炊飯器	1957	1980
27	電気鍋	1960	1972
28	火鉢用付属石綿灰(電気・ガス)	1956	1966
29	電磁調理器	1978	1980
30	暖房いす	1968	1969
31	ガラス製まほうびんの中びん	1961	1991

クリーンパーク茂原では受け入れできない家庭用品
(産業廃棄物、廃家電リサイクル対象品等)

	製品名	製造輸入開始年	製造輸入終了年
1	床材、壁紙	1954	2002
2	システムバス、ユニットバス、浴室ユニット等	1970	2004
3	水栓金具、排水栓	1949	2000
4	ガス用の配管、圧力調整器等	1971	2005
5	パネルヒーター		
6	給油・暖房ボイラ	1968	2002
7	温水機器(給湯、風呂、電気温水器)	1968	2005
8	キッチン、システムキッチン	1964	2004
9	洗濯機	1967	2005
10	ソーラーシステム蓄熱槽	1980	1985
11	冷蔵庫	1953	2005
12	エアコン	1991	2003
13	耐火金庫	1966	1994
14	浄化槽	1973	1988
15	防熱板	1981	1990
16	トイレ(衛生器具、温水洗浄便座)	1962	2004
17	単相2線30Aアンプ		



国民年金の 独自給付

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金のほか、国民年金の第1号保険者（自営業の人・学生など）には次のような給付があります。

寡婦年金

受給資格を満たした夫が年金を受けることなく死亡したときに、夫に生計を維持されていた65歳未満の妻が、60歳から65歳になるまでの間受けられます。年金額は、夫の第1号被保険者期間により計算した老齢基礎年金の額の3/4です。

付加年金

定額保険料のほかに、付加保険料（月額400円）を納めた人が老齢基礎年金を受けると、それに上乗せして支給されます。上乗せされる年金額は、納付月数×200円です。

死亡一時金

老齢基礎年金や障害基礎年金を受けたことがなく、第1号被保険者として保険料を納めた月数と平成14年4月からの保険料半額免除期間の月数の1/2に相当する月数の合計が3年以上ある人が死亡し、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹）が遺族年金を受けられない場合に支給されます。

金額 (平成17年度額)	保険料納付期間	金額
	3年以上15年未満	120,000円
	15年以上20年未満	145,000円
	20年以上25年未満	170,000円
	25年以上30年未満	220,000円
	30年以上35年未満	270,000円
	35年以上	320,000円

脱退一時金

国民年金第1号被保険者として保険料を納めた月数と平成14年4月からの保険料半額免除期間の月数の1/2に相当する月数の合計が6ヵ月以上ある老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人には、被保険者の資格を喪失して日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば支給されます。

金額 (平成17年度額)	保険料納付期間	金額
	6ヵ月以上12ヵ月未満	40,740円
	12ヵ月以上18ヵ月未満	81,480円
	18ヵ月以上24ヵ月未満	122,220円
	24ヵ月以上30ヵ月未満	162,960円
	30ヵ月以上36ヵ月未満	203,700円
	36ヵ月以上	244,440円

保険料の

追納

について

保険料の免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べ、受け取る年金額が少なくなります。そこでこれらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納付すること（追納）ができます。

ただし保険料を追納する場合は、保険料を免除もしくは納付猶予（もしくは学生納付特例）を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成17年度中に追納する場合の保険料月額

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
追納額	16,310円	16,260円	16,040円	15,790円	15,190円	14,600円	14,040円	13,500円	13,300円	13,300円

▼問い合わせ先＝宇都宮西社会保険事務所 ☎ 028 (622) 4222
住民課 国民年金係 ☎ ⑤9127

あなたの意見を
行政改革に！

行政改革懇談会の委員を募集します。

町では、これまでも様々な行政改革に取り組んできましたが、社会情勢の変化に柔軟に対応できる体質をさらに強化し、なお一層の住民福祉の向上を実現するため、新たな視点に立った上三川町行政改革大綱第3期（以下「大綱」といいます。）を策定することにしました。

策定にあたっては、広くご意見をいただき、より良い大綱としていくため、各種団体の代表者や学識経験者、公募で選んだ町民の皆さんで構成する「行政改革懇談会」を設置します。

行政改革に対して積極的な意見や関心をお持ちの町民の皆さんの応募をお待ちしています。

◆ 応募資格

平成17年11月1日現在で町内に引き続き2年以上住んでいる20歳以上の人

◆ 募集人員

若干名

◆ 職務内容

3回程度の懇談会に出席し、行政改革に関し

ての意見を述べていただきます。

◆ 応募方法

総務課行政管理係備付けの所定の応募用紙に必要事項を記入の上、12月21日(水)までに総務課に提出（直接窓口へ持参）してください。

◆ 選考方法

応募書類により選考します。

▼問い合わせ先（応募先）＝総務課 行政管理係 ☎ 9116

自治宝くじ助成で テント休憩所 などを整備

コミュニティの健全な発展を図るため、今年度も全国自治宝くじによる備品、設備の助成が行われました。

町内の各コミュニティ推進協議会では、コミュニティ祭り、各種教室などのコミュニティ活動の推進に活用しています。



坂上コミュニティセンターのテント休憩所

○ 石田コミュニティ推進協議会

紙折機、クーラーボックス、発電機、折り畳み椅子、マッサージチェア

○ 多功地区コミュニティ推進協議会

会議用机、座卓、物置、掃除機、DVD・VHSレコーダー

○ 坂上地区コミュニティ推進協議会

テント休憩所、ホワイトボード、マイクスタンド一式

○ 本郷北コミュニティ推進協議会

移動式スクリーン、多目的パネル、スチームクッカー

▼問い合わせ先＝企画課 企画調整係 ☎ 9118

▲ 宝くじ助成事業とは… ▼

財団法人自治総合センターが、コミュニティ活動を行う市町村、地域のコミュニティ組織、自主防災組織などを対象に、備品などの整備に助成を行い、住民の行う自主的なコミュニティ活動の健全な発展を推進するとともに宝くじの普及広報を行う事業です。

宝くじ助成事業で整備された備品等には右記のステッカーが表示されています。



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

● 介護保険料の使われ方

介護保険サービスの利用者の負担は、かかった費用の1割です。残りの9割は介護保険から給付されていますが、このうちの半分に介護保険料が使われています。

利用者の負担	介護保険料		公費(税金)			
	第1号被保険者 18%	第2号被保険者 32%	9割	国 25%	県 12.5%	町 12.5%
1割						

● 40～64歳の人(第2号被保険者)の介護保険料

保険料の額、納め方は、加入している医療保険によって異なります。

- 職場の健康保険などに加入している人は→
医療保険分といっしょに給与などから差し引かれます。
- 国民健康保険に加入している人は→
医療保険分とあわせた国民健康保険税として世帯主が納めます。



● 65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

保険料の額は、所得の状況に応じて決まります。第3段階の人が基準となり、下の表のように計算します。基準額は市町村ごとに異なり、今後変わる可能性があります。

所得の状況		所得段階	計算方法	保険料(年額)
住民税非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	第1段階	基準額×0.5	16,900
	世帯全員が非課税	第2段階	基準額×0.75	25,300
住民税課税世帯	本人が住民税非課税	第3段階	基準額×1.0	33,800
	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	第4段階	基準額×1.25	42,200
	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	第5段階	基準額×1.5	50,600

保険料の納め方は2通りありますが、基本的に特別徴収(年金から天引き)となります。ただし、下の表のように特別な事情がある人は、普通徴収(納付書による納付)となります。

納付方法		対象者
特別徴収	年金から天引き	老齢・退職(基礎)年金が年額18万円以上の人
普通徴収	町から送付される納付書により納付	老齢・退職(基礎)年金が年額18万円未満の人
		老齢福祉年金、障害年金、遺族年金のみ受給している人 年度途中で65歳になった人、他の市町村から転入してきた人、所得段階が変更になった人など

● 介護保険料を滞納すると

- 現在サービスを利用している人は→
1年以上滞納すると、保険給付が償還払いとなり、1年6ヶ月以上滞納すると、保険給付が差し止められます。
※償還払い…利用者が費用の全額(10割分)を負担し、後で申請することによって9割分を払い戻しする方法

- 現在サービスを利用していない人は→
2年以上滞納が続くと、保険料をさかのぼって納めることができなくなります。サービスを利用することになった時に、未納していた期間に応じて給付制限がかかります。
※給付制限…利用者の負担が3割になります。高額介護サービス費(第5回参照)は支給されません。

公園利用上のお願い

公園を利用するマナーがとても悪くなっています。皆さんが気持ちよく利用できるように次のルールを守ってください。

- 犬が入园禁止となっている公園には、犬を入れないでください。
- ※公園内に、ペットのフンがたくさん見受けられます。衛生上はもちろん、利用者が困っております。ペットのフンは飼い主の責任ですので、必ず持ち帰ってください。

- トイレ、ベンチなどの施設への落書きは絶対にしないでください。
- 園内でのゴルフ、ラジコンは大変危険ですのしないでください。
- 花火は火災の危険性があり、騒音も迷惑になりますのしないでください。
- その他の利用者の迷惑になる行為、危険な行為はしないでください。



▼問い合わせ先＝都市計画課 都市整備係
☎ 569141

生活習慣病検診は受けましたか？

平成17年度の生活習慣病検診は5月から始まっております。

申し込むのを忘れてしまった人や、申し込んだけど都合が悪くなって受けられなかったという人は、まだ空きがありますので、ぜひ受けてください。

ご希望の人は、健康福祉課まで電話で申し込んでください。

※基本健康診査・胃がん検診・大腸がん検診は毎年受けられます。

ただし、子宮がん、乳がん検診は2年に1回の検診となります。今年度は昭和の偶数年生まれの人が対象になりますので、ご了承ください。

▼問い合わせ先＝健康福祉課 保健衛生係
☎ 569132

検診日	検診会場	検査機関	基本健康診査・胃がん・大腸がん	子宮がん・乳がん
12月14日(水)	保健センター	事業団	○	○
1月8日(日)		北斗会		

農業委員会委員選挙人名簿登載申請をお忘れなく！

12月上旬以降、自治会長から「選挙人名簿登載申請書」が各農家に配付されます。

これは、各農家からの申請により、毎年1月1日をもって選挙管理委員会が、農業委員会委員の選挙人名簿を調整しなければならないことと法律で定められているものです。

ただし、選挙人名簿に登載されるためには、次の要件を満たしていることが必要です。

○本町に平成18年1月1日現在、住所を有する人

○平成18年3月31日現在において、満20歳以上の人

○平成18年1月1日現在、10アール以上の農地を耕作している人、及びその同居の親族、又は配偶者で年間60日以上農業に従事していること。

各自治会長がまとめて、1月10日(水)までに農業委員会事務局に提出してください。

▼問い合わせ先＝農業委員会事務局 ☎ 569166

●●● お詫びと訂正 ●●●

広報かみのかわ11月号に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

3ページ 特集(歳出 性質別円グラフ)

(誤) 積立金 1億2,264 (12.9%)

(正) 積立金 14億2,264 (12.9%)

24ページ 広報短歌

(誤) 調理なす酒一さじの匂いやに
好みし人のほろとたちくる 沢谷 郁子

(正) 調理なす酒一さじの匂やかに
好みし人のほろとたちくる 沢谷 郁子

(誤) 川土手の茂みにやわらかむ葛の葉の
陰に花穂の紅く恥ぢらふ 稲葉 敬子

(正) 川土手の茂みからむ葛の葉の
陰に花穂の紅く恥ぢらふ 稲葉 敬子